

県産木材の利用の促進に関する基本的方向

方針の位置付け

- 「山梨県県産木材利用促進条例」第8条第1項
- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第11条第1項

木材利用促進の意義

- 森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材の利用は長期間炭素を貯蔵
- 木材は、断熱性・調湿性に優れ、快適な生活空間の形成に貢献
- このことから、木材の利用促進は、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会実現、快適な生活空間の形成等に大きく貢献することが期待される。

現状と課題

- 木材として利用可能となる概ね50年生以上の人工林が6割を超え、森林資源の循環利用の観点から積極的な利用が求められている
- 用途別生産割合は、チップ用が全体の約8割を占める一方、製材用は約1割と、全国に比べ低く、製材用を増やしていく必要がある
- R3年着工の木造建築物において、3階以下では、住宅の木造率が85%である一方、非住宅では20%と低く、4階以上は木造がない

基本的方向

県が整備する建築物の原則木造化や、住宅、商業施設などの民間施設への県産木材の利用を促進するほか、県民一人ひとりに利用の重要性について認識を深めてもらうことにより、幅広い分野への県産木材の利用拡大を図り、林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の他、豊かな県民生活及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

県産木材の利用の促進のための方策

安定供給の促進

○ 森林整備の推進

- ・ 再造林に必要な苗木生産力を強化
- ・ 主伐後の再造林や間伐等による森林の整備
- ・ 市町村が行う森林整備を支援
- ・ 高度な知識と技術を身につけた人材の確保・育成

○ 生産体制の強化

- ・ 施業箇所を集約化の取り組みを支援
- ・ 計画的な林内路網の配置
- ・ 木材搬出を集中的に行う区域を設定し、路網を重点的に整備
- ・ 市町村営林道の計画的な整備を支援

○ 生産能力の向上

- ・ 伐採から植え付けまでを一貫して行う作業システムを普及
- ・ 森林資源データベースの整備
- ・ 新技術や高性能林業機械の活用による低コスト化の取り組みを普及

木材加工等の体制の整備

○ サプライチェーンの強化

- ・ 流通過程の効率化に向けた取り組みを支援

○ 木材製品の加工・供給体制の整備・充実

- ・ 施設整備やJAS認定取得を支援
- ・ 県森林総合研究所による技術支援

公共建築物等における木材の利用の促進

○ 公共建築物等における積極的な利用

- ・ 公共建築物の木造化・木質化を促進

○ 利用促進に関する取り組みに必要な支援

- ・ 木材の円滑な供給を確保する安定供給体制の整備
- ・ 市町村等に対し設計上の工夫などを助言

木材製品の利用の促進

○ 民間建築物等への木材の利用の促進

- ・ 商業施設など民間建築物の木造化・木質化を促進
- ・ 「Yamanashiウッド・チェンジ・ネットワーク」と連携した取り組みを推進
- ・ 設計者等の育成や専門家の派遣などの技術支援
- ・ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進
- ・ 木材利用に関する技術的情報の提供

○ ブランド化、産地認証の促進

- ・ FSC製品のPR活動の実施
- ・ 認証材を安定供給する県有林システム販売の実施
- ・ 生産履歴が明確な「県産材認証制度」を普及

○ 販路拡大

- ・ 製品開発支援など東京圏への販路拡大を推進
- ・ 県産木材の優れた特徴をPR
- ・ 県産木材の輸出に向けた取り組みを支援

○ 木質バイオマスの利活用の促進

- ・ 木質バイオマス利用施設や木材チップ加工施設等の整備を支援
- ・ 収集運搬作業の低コスト化に向けた効率的な作業を普及
- ・ 地域協議会の設立やその活動を支援

県民理解の促進

○ 県民等に対する普及啓発

- ・ 「県産木材利用推進月間(10月)」を中心に、イベントにおけるPR活動やシンポジウムを開催
- ・ 花粉症のイメージを払拭し、県産木材の価値への理解を深めるため、花粉症対策品種苗木の供給体制の整備等を促進

○ 木育の推進

- ・ 木工教室や積み木遊び等、木に触れる機会を提供
- ・ 教育施設への木材の机・椅子の導入を支援
- ・ 市町村や企業、NPOなど様々な団体と連携しながら、木育の取り組みを県内で広く展開